

那覇市第一牧志公設市場 市場事業者ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、那覇市第一牧志公設市場条例、同施行規則に基づき、市場事業者の皆様が市場内で円滑かつ適正に事業を運営し、市場全体の活性化と来場者の皆様への良質なサービス提供を目的としています。市場の健全な発展のため、本ガイドラインを遵守してください。

※本ガイドラインを遵守していない市場事業者については退去を命じる場合があるほか、利用期間の更新の際には、本ガイドラインに対する遵守状況を更新審査の基準といたします。

※本ガイドラインに記載されていない施設利用や、異なる利用を希望する際には事前に（那覇市経済観光部なはまち振興課 市場管理G）までご相談ください。

1 基本事項

(1) 許可内容

許可された取扱品目に沿った営業を行ってください。

(2) 各種費用の支払い

市場使用料、電水料の費用について、滞納することなく、定められた期日までに確実に支払ってください。

(3) 営業時間

ア 市場で営業できる時間は午前8時から午後10時までとなりますので、超えないように厳守ください。

イ 閉店作業は午後11時までに終えて、市場から退場できるようにしてください。

ウ 市場の定休日（毎月第4日曜日、正月三が日（1/1～1/3））には営業を行わないでください。

定休日に営業を行いたい場合には、市場事業者全体で営業すると決定した場合のみとし、前年9月までに市へご相談ください。

エ 毎月15日以上営業を行ってください。1か月の営業日数が15日未満となる月が通算して3か月に達する場合には、利用許可の取消し等となる場合があります。また、連続して30日以上休業する場合には、事前に市の許可を取ってください。

(4) 転貸・又貸しの禁止

許可を受けた小間の全部または一部を第三者に転貸や又貸し、それらに類する行為について固く禁じます。

(5) 法令遵守

ア 市場条例、その他関係法令（食品衛生法、景品表示法、消費者契約法など）に違反する行為は一切行わないでください。

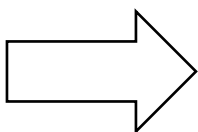
イ 市場内で写真や動画を撮影する場合は、肖像権やプライバシーに配慮し、来場者や市場事業者に迷惑がかからないよう配慮してください。

ウ 市場事業者の故意または過失により、施設、他の事業者、来場者に損害を与えた場合、当該事業者はその損害を賠償する責任を負うことになります。

(6) 法人化の事前調整

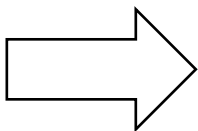
ア 法人化にあたっては、個人で小間の利用許可を受けている市場事業者が市場での営業内容を法人化する場合のみ認めることが可能となります。法人化を希望する場合には、法人を立ち上げる前に必ず市へご相談ください。

○認められるケース



- ・個人と法人の代表者が同じ
- ・営業内容を引き継いでいる

×認められないケース



- ・個人と法人の代表者が異なる
- ・営業内容を引き継いでいない
- ・新たに立ち上げた法人ではない

(7) 更新の審査

利用許可の更新時には審査を行います。本ガイドラインや関連法令を遵守せず、市から指導・指示を受けた場合など、一定の基準を満たさない場合には、更新できませんので、予めご注意ください。

2 施設利用・環境衛生に関する事項

(1) 小間の利用・管理

ア 利用している小間内は、常に清潔に保ち、衛生的な環境を維持してください。

イ 許可なく小間の改装、内装の変更、工作物の設置を行わないでください。小間内の現状変更（レイアウト変更など）は、原状回復ができる範囲で行うことができます。改装等が必要な場合は、事前（原則1週間前）に申請書類を提出の上、市の許可を得てください。

(2) ゴミの処理

市場での営業に伴って発生したゴミは、市が定める分別ルールに従い、適切に処理してください。

(3) グリーストラップの管理

グリーストラップ（油水分離槽）は、市上下水道局が示す適切な管理方法を厳守し、定期的な清掃（※別添資料参照）を行ってください。悪臭や詰まりが発生した場合は、市場事業者の責任で対応してください。

(4) 市場内の公共スペースについて

ア 使用する小間以外の通路、階段等の公共スペースに、許可なく椅子、テーブル、商品、什器等を置かないでください。なお、市の許可なく置かれた物については、市にて処分する場合がございます。

イ 2階食堂のベランダは、避難経路となりますので、物を置かないでください。

ウ 市の許可なくチラシやポスターを市場内の掲示板や壁に掲示しないでください。掲示物を貼りたい場合には、事前に市へご確認ください。

(5) 火気・危険物の管理

ア 市場内での火気使用は、消防法等の関係法令を遵守し、市の指示に従ってください。

イ 市場は公の施設のため、所定の場所以外で喫煙はできません。2階喫煙スペースをご利用ください。

ウ 危険物の持ち込みや保管は、厳に禁止します。

(6) 騒音・悪臭等の防止

ア 市場での営業にあたって、他の市場事業者や市場周辺の事業者、来場者に迷惑となるような過度な騒音、悪臭、電飾や照明、振動等を発生させないでください。

イ 小間内で周りに影響を与えるような作業等を行う場合には、周辺の事業者へ事前に周知し、配慮しながら行ってください。

3 営業内容・接客に関する事項

(1) 商品販売

ア 公設市場の目的に合致した商品を販売してください。公序良俗に反する商品、法令に違反する商品の販売は禁止します。

イ 食品を取り扱う事業者は、食品衛生法その他食品（商品）の販売に係る法規制を厳守し、衛生管理を徹底してください。

(2) 接客態度

ア 那覇市の公共施設に相応しい、丁寧かつ親切な接客を心がけてください。

イ 来場者や市場事業者等との間で、トラブルを起こさないよう努めてください。

ウ 来場者への客引き行為、威圧的な言動、強引な販売は禁止します。

エ 来場者から市場に関する問い合わせがあった場合には、丁寧な対応をお願いします。

4 市場運営への協力

(1) 市場の取り組みへの協力

ア 市や市場事業者が実施する市場のイベント、清掃活動、消防訓練等の取り組みに対し、積極的にご協力ください。

イ 市場の管理・運営に活かすため、市場事業者皆さまの営業に関する資料の提出を求めた場合はご協力ください。

(2) 情報更新

公設市場の公式ウェブサイト（HP）に掲載される店舗情報について、各市場事業者で更新し、最新の情報が掲載されるようご協力ください。

(3) 連絡・報告

市場内の設備の異常、不審者の発見、その他市場運営に支障をきたす可能性のある事象を発見した場合は、速やかに市又は市場警備員へご報告ください。

(4) 事業者や来場者間の苦情・紛争

ア 事業者間で揉めたりしないよう、事業者間での協力体制づくりに努めてください。

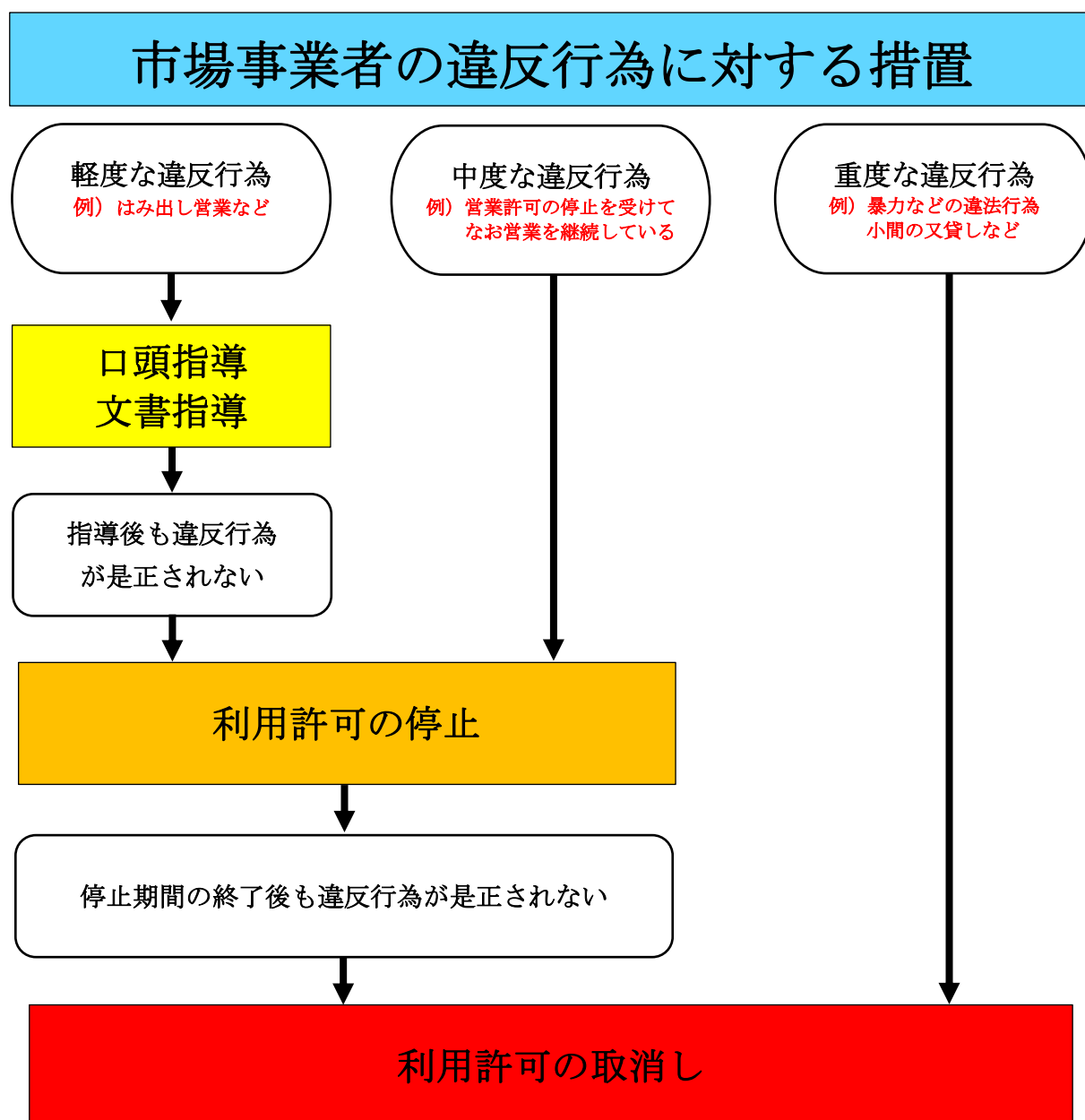
イ 事業者間、または事業者と来場者との間で万が一、苦情や紛争が生じた場合は、まず当事者間で誠実に解決に努めてください。

ウ 来場者への対応等について苦情や紛争が生じた場合は、市へご報告ください。

5 違反行為に対する措置

本ガイドラインに記載された事項に違反した場合、または市からの指導・指示に従わない場合は、市場の健全な管理運営、安全確保、市場事業者の皆さまの公平性を維持するため、法令等に基づき、以下の措置を講じます。

なお、利用許可の停止や取消しの決定を行う前には、停止及び取消しに関する事前通知を行った上で、口頭による弁明や弁明書の提出、聴聞の機会を設けます。



附則

- 本ガイドラインは、令和7年12月1日から施行します。
- 本ガイドラインに定めのない事項や、解釈に疑義が生じた場合は、市の指示に従うものとします。
- 本ガイドラインは、市場運営の状況や法令改正等に応じて、適宜改定いたします。改定された場合は、速やかに市場事業者へ周知いたします。